

減免を受けられる場合があります 国保税と後期高齢者医療保険料の通知書を郵送

☎ 国民健康保険税については国民健康保険課 ☎027-898-6250
後期高齢者医療保険料については同課 ☎027-898-5955

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の通知書を7月中旬に郵送します。

● 国民健康保険税

国保税の納税義務者は世帯主です。世帯主が国保に加入していなくても家族が加入している場合は、世帯主宛てに納税通知書を郵送します。納付は口座振替が原則です。通帳、届出印、納税通知書を用意して金融機関などで申し込んでください。

所得が一定基準を下回る世帯の人は、均等割と平等割の軽減制度があります。会社の倒産や解雇で失業し、その後社会保険などに未加入の65歳未満の人が雇用保険を受給する場合は、前年給与所得を減額して計算します。ハローワークで発行する雇用保険受給資格者証を用意して申告してください。また、災害や解雇などで著しく所得が減少した場合、申請で減免となることがあります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、次のいずれかに該当する人は減免を受けられる場合があります。

①主たる生計維持者が死亡したか重篤な傷病を負った世帯②主たる生計維持者の事業収入か不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかの収入で前年比30%

以上の減少が見込まれる世帯(減少する収入に係る所得以外の前年所得の合計額が400万円以下で前年合計所得金額1,000万円以下)

● 後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料の納付義務者は75歳以上の人と一定の障害認定を受けた65歳から74歳までの人です。納付は普通徴収と年金から引き去りをする特別徴収があります。国保税を口座振替していた人も後期高齢者医療保険料では、新たに口座振替の申し込みが必要。特別徴収から口座振替へ変更する場合も手続きが必要です。

所得が一定基準を下回る世帯の人は、均等割が軽減します。なお、世帯主と世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計が33万円以下で被保険者全員の各種所得がない人は、本年度から均等割軽減割合が8割から7割に変更。世帯主と世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計が33万円以下の人は本年度から均等割軽減割合が8.5割から7.75割に変更になります。災害などの特別な事情や新型コロナウイルス感染症の影響などにより、所得が著しく減少し保険料を納付できないときは、減免を受けられる場合があります。詳しくは問い合わせてください。

臨時特例措置があります 国民年金保険料の免除申請を

☎ 国民課
☎027・898・6254

国民年金保険料の納付が難しい場合に、納付免除や納付猶予になる制度があります。申請は7月から受け付け。納付期限から2年を経過していないものもさかのぼって申請できます。また、現在免除が納付猶予の承認を受けていて、継続申請していない人は、市役所市民課か各支所へ申請してください。

対象 Ⅱ(免除申請) 本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下の人や、失業などの理由がある人(納付猶予申請) 学生でない50歳未満の人で、本人、配偶者の前年所得が一定額以下(学生納付特例申請) 学生(学生証か在学証明書が必要)で本人の前年所得が一定額以下

● 臨時特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響で2月以降に所得が一定額以下まで下がった場合、保険料の免除申請や学生納付特例の申請ができます。対象は国民年金第1号被保険者です。市役所市民課か各支所、年金事務所へ申請してください。

市長メッセージ

緊急事態宣言が解除され、子どもたちの声が学校から聞こえるようになりました。この危機の中でもすべての市民の皆さんが、他者への優しい気持ちをもって感染防止への努力を続けてくださったことにお礼を申し上げます。そして、医療や保育の現場をはじめ、教育福祉に携わる様々な人々が社会を支えてくださったことにも感謝を申し上げます。

多くの市民の優しさに私はたくさん出会いました。ごみ袋に貼られた収集職員への励ましのことば。医療機関に届けられたお弁当。子ども食堂などの活動への支援。そして市役所にも多くの寄附が寄せられました。まさに、支え合う前橋です。私は心から市民を誇りに思います。

しかし、コロナ禍の中で市民の暮らしが大きく傷つきました。そして、ウイルス感染の不安に続き、今は経済や暮らしの不安が押し掛かっています。さらには、社会変化への不安も生まれています。人と人の触れ合いや、それによる助け合いを阻害する社会へ変わろうとしています。まだまだ乗り越えるべき課題があり、困難の道は続きます。

この3つの不安の中で前橋市民が支え合う社会を再構築することが、コロナの先に希望を見つけるためには必要です。そして次の世代に負担を残さないように、未来への備えにも心を配りながら、今を支え合っ

山本 龍

来年度に限り中小事業者の 固定資産税の軽減措置

☎ 資産税課 ☎027-898-6216

新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境にある中小事業者などが所有する、事業用家屋や償却資産に係る固定資産税と都市計画税の課税標準額を軽減(土地は除く)。軽減割合は、2月から10月までの連続する任意の3カ月間の売上高の合計が前年の同期間と比べて50%以上減少した場合はゼロに、30%以上50%未満減少した場合は2分の1になります。市への申告手続について詳しくは、国の様式などが決まり次第、本市ホームページなどでお知らせします。

申請で減免も 介護保険料の通知書発送

☎ 介護保険課 ☎027-898-6159

65歳以上の人を対象に、本年度の介護保険料額決定通知書と納付書を7月中旬に送付。消費税率引き上げに合わせて、非課税世帯の介護保険料の軽減が強化されています。また、災害などの特別な事情や新型コロナウイルス感染症の影響などにより所得が著しく減少し、保険料が納められない場合、申請で減免されることがあります。詳しくは問い合わせてください。

多様な支援を継続します
コロナによる影響を最小限に